2026 年 11 月 24 日

鹿児島県学校生活協同組合　継続組合員　様

鹿児島県学校生活協同組合

理事長　　中川路　守

鹿児島県学校生活協同組合の諸事業につきまして、日頃からご理解とご協力をいただき感謝申しあげます。

今回、過去 2 年間学校生協を利用されていない皆さんに「現況確認のお願い」の文書を 11 月 24 日に自宅へ送付しました。（KGC カード保有者、グループ共済やガソリン等利用している継続組合員は現況確認ができており除いています。）

鹿児島県学校生協で管理しております組合員情報を確実なものとすることを目的としております。

前回、現況確認を行った際に転居などの状況の変化により住所が不明となっている継続組合員がいます。そこで下記の**「住所不明組合員の脱退手続きに関する規則」**に則り、住所不明組合員は手続きをすすめてまいります。学校生協から資料が届かなかった継続組合員（KGC カード保有者、グループ共済加入者やガソリンカード等の利用者等は除く）がいましたら、12 月末日までに学校生協まで連絡ください。

鹿児島県学校生活協同組合

電話　　０９９－２２５－２６６６

住所不明組合員の脱退手続きに関する規則

鹿児島県学校生活協同組合

（目的）

第１条　この規則は、鹿児島県学校生活協同組合（以下「組合」という。）に登録された住所に居住していないなど、その存在が確認できない組合員を定款第10条第２項に該当するものとして実施する脱退手続きについて定める。

（対象者）

第２条　毎年９月１日を基準日として、次の各号のいずれにも該当する組合員を対象者とする。

⑴　出資金、利用分量割戻金の案内などが宛先不明で返送され、登録された電話番号でも連絡がとれないこと。

⑵　基準日より過去２年間、組合の利用がなく、住所変更がなされていないこと。

（公告）

第３条　定款第84条の規定により、基準日から12月末日の間に１か月以上の公告期間を設定し、所在確認の受付を行う。

２　前項により、本人からの申出等でその所在が確認された組合員は対象者から除外する。

（脱退手続きの実施と総代会での報告）

第４条　公告期間終了後も所在が確認できなかった対象者について、理事会の承認を経て12月末日をもって脱退手続きを実施し、通常総代会で報告する。

（脱退者の出資金の扱い）

第５条　脱退者の出資金は、脱退手続きの実施日の残高をもって預金勘定に振替える。

２　脱退手続きの後２年以内に本人からの申出等で所在確認ができた組合員は、ただちに出資金の返還のための手続きを行う。

３　第１項の預金勘定に振替えた出資金は、本人からの申出等による出資金返還の手続きがない場合、消費生活協同組合法第23条に基づき、２年経過した年度末をもって雑収入処理をする。

（改廃）

第６条　この規則の改廃は、理事会で決定する。

附　則

１　この規程は、2008年11月25日より施行する。

２　2016年12月８日　一部改正

附　則

2024年８月29日　全部改正

鹿児島県学校生活協同組合定款

（自由脱退）

第10条

２　この組合は組合員が第９条に定める住所の変更届を２年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該当事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

（公告の方法）

第84条　この組合の公告は、以下の方法で行う。

⑴　事務所の店頭に掲示する方法

⑵　電子公告による方法